

## 厚生労働大臣が定める掲示事項について

### ■入院基本料に関する事項について

【2 階病棟は、療養病棟入院基本料 1 を算定しています。】

当病棟では、1 日に 14 人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）が勤務しています。

うち看護職員（看護師及び准看護師）は 7 人以上で、看護職員の 2 割以上が看護師です。

なお、勤務帯毎の受け持ち患者数は次のとおりです。

### ■朝 9 時～夕方 1 7 時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 5 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

### ■夕方 1 7 時～朝 9 時まで

看護職員 1 人当たりの受け持つ数は 2 3 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 4 5 人以内です。

## 厚生労働大臣が定める掲示事項について

### ■入院基本料に関する事項について

【3 階病棟は、療養病棟入院基本料 1 を算定しています。】

当病棟では、1 日に 14 人以上の看護要員（看護師及び准看護師、看護補助者）が勤務しています。

うち看護職員（看護師及び准看護師）は 7 人以上で、看護職員の 2 割以上が看護師です。

なお、勤務帯毎の受け持ち患者数は次のとおりです。

### ■朝 9 時～夕方 1 7 時まで

看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 1 5 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 9 人以内です。

### ■夕方 1 7 時～朝 9 時まで

看護職員 1 人当たりの受け持つ数は 2 3 人以内です。

看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 4 5 人以内です。